

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月1日 14時56分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市海瀬島南南西方沖 海瀬島灯台から真方位204° 3,000m付近 (概位 北緯35° 11.2′ 東経139° 43.3′)
事故の概要	遊漁船第三吉野屋丸は、北北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年3月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三吉野屋丸、16トン 235-41222 神奈川、有限会社吉野屋 B ミニボート（船名なし）、長さ約2.6m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船体が分断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、航行中の船首浮上による死角が生じる状況下、船長Aが、操舵室の操縦席に腰を掛け、約20ノットの対地速力で、海瀬島南南西方沖を北北東進した。 船長Aは、羽田空港沖を航行中、僚船及び海上保安庁からの連絡により、B船と衝突したことを知った。 B船は、操縦者Bが1人で乗船して漂泊中、操縦者Bが、南方から接近するA船を視認したが、まだ距離があり、A船が漂泊中のB船をいずれ避航するものと思い、釣りを続けていたところ、A船が至近に接近していることに気付き、船外機を始動して避航しようとしたが、1回で始動できず、A船と衝突した。
分析	A船は、航行中の船首浮上による死角が生じる状況下、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、操縦者Bが南方から接近するA船を視認した際、A船が漂泊中のB船をいずれ避航するものと思い、釣りに注意を向け、A船に

	対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付かず、漂泊を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、操縦者BがA船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。